

設計業務委託仕様書

1 業務委託種別	○基本設計 ●実施設計 ○構造計算(耐震診断)					
2 件名	吉野川市市有施設照明LED化改修工事設計業務その3					
3 敷地の位置	施設名	位置				
	上浦公民館	吉野川市鴨島町上浦450番地6				
	牛島公民館	吉野川市鴨島町牛島675番地14				
	森山公民館	吉野川市鴨島町山路1082番地1				
	西麻植公民館	吉野川市鴨島町西麻植字田淵129番地1				
	知恵島公民館	吉野川市鴨島町知恵島368番地1				
	飯尾敷地公民館	吉野川市鴨島町飯尾550番地74				
	川島公民館	吉野川市川島町菜村860番地				
	瀬詰教育集会所	吉野川市山川町諏訪411番地26				
	西麻植教育集会所	吉野川市鴨島町西麻植字中筋95番地5				
	東児島老人憩の家	吉野川市川島町児島字長池98番地1				
4 工事の種類	電気設備工事					
5 施設概要	施設名	棟名	構造	階数	床面積	備考
	上浦公民館	本館	S	1	479.45	
	牛島公民館	本館	RC	2	338.50	
	森山公民館	本館	S	1	449.15	
	西麻植公民館	本館	S	1	480.00	
	知恵島公民館	本館	S	1	264.49	
	飯尾敷地公民館	本館	RC	2	793.50	
	川島公民館	本館	RC	2	1,104.75	
	瀬詰教育集会所	本館	S	1	159.65	
	西麻植教育集会所	本館	S	1	148.81	

		東児島老人憩の家	本館	S	2	187.85
6 改修概要	建築	<input type="checkbox"/> 防水改修 <input type="checkbox"/> 屋根改修 <input type="checkbox"/> 外壁改修 <input type="checkbox"/> 建具改修 <input type="checkbox"/> 内外装改修(天井、壁、床、軒天等) <input type="checkbox"/> 塗装改修 <input type="checkbox"/> ユニット及びその他の改修 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input checked="" type="checkbox"/> その他(電気設備改修工事に伴う工事)				
	電気設備	<input checked="" type="checkbox"/> 電灯設備改修 <input type="checkbox"/> 動力設備改修 <input type="checkbox"/> 受変電設備改修 <input type="checkbox"/> 電源設備改修 <input type="checkbox"/> 構内交換設備及び電話改修 <input type="checkbox"/> 誘導支援設備改修 <input type="checkbox"/> 放送設備改修 <input type="checkbox"/> 呼出設備改修 <input type="checkbox"/> 照明設備比較書 <input checked="" type="checkbox"/> その他(電灯取替に必要となる工事)				
	機械設備	<input type="checkbox"/> 空気調和設備改修 <input type="checkbox"/> 換気設備改修 <input type="checkbox"/> 衛生器具設備改修 <input type="checkbox"/> 給水設備改修 <input type="checkbox"/> 排水設備改修 <input type="checkbox"/> 給湯設備改修 <input type="checkbox"/> 厨房機器設備改修 <input type="checkbox"/> し尿浄化槽設備修繕 <input type="checkbox"/> 浴室濾過設備改修 <input type="checkbox"/> 灯油タンク修繕 <input checked="" type="checkbox"/> その他(電気設備改修工事に伴う工事)				
● 印 委託業務対象						
7 補足事項	本仕様書及び要領書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」による。					

--	--

1 設計概要

(1) 設計趣旨

循環型社会の実現を目指した省エネルギー対策として、市有施設のLED化を図る。
設計に際しては、現場調査及び協議を十分行うこと。

(2) 実施設計概要

- ・施設照明設備をLED照明へ更新する。
- ・施設照明設備は、屋外照明、誘導灯、非常用照明を含む。
- ・平面図(CAD)を作成し、現地調査を行う。
- ・既存LED照明の更新は係員の指示による。
- ・新規灯具の収まりを検討し、必要となる工事を計上すること。
- ・新規灯具は現状用途に即した改修(同種へ更新、種類の変更、廃止)とする。

(3) 工事費の直接工事費(税抜き)

合計目標額 49,000千円
超える場合は、係員へ協議すること。

(4) 設計委託履行期間

契約日 から 令和9年1月29日 まで
概算設計額を、令和8年10月9日までに提出すること。
積算完了期限は、令和8年11月30日までとし、残り期間は金額等の調整期間とする。
この履行期間は厳守すること。

(5) 仮設計画

仮設計画にあたっては、利用者(車)動線、障害物、道路幅員、交通規制、通路(重機搬入・長大物搬入)等を十分調査し、係員と協議の上、適切な仮設計画をたてること。

2 設計の進め方

- (1) 設計にあたっては、現地調査及び係員との打合せを十分に行い、意匠・機能及び構造等の基本的な考え方をまとめ、係員の確認を受けた上で作業を進めること。
- (2) 平面図及び矩計図等、設計の各段階ごとに案を提出し、係員の確認を受けた上で作業を進めること。また、係員の指示により必要に応じて焼図を提出すること。
- (3) 建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律等並びにこれに基づく命令及び条例の規定等を遵守するほか、各種設計基準及び標準図等に基づいて設計を進めること。
- (4) 工事実施時に支障となることがないよう、官公署等との打合せを緊密に行い、結果を文書で報告及び保存しておくこと。(例:建築主事、消防署、上水・下水管理者、電力・電話等)
- (5) 建築及び設備の設計工程を明確にし、各設計担当者相互の連絡を密にすることにより、設計作業が円滑に進むよう努めること。
- (6) 設計にあたって設計担当者は、係員との連絡を密にしなければならない。
打合せ日時は両者協議の上決定する。また、打合せ記録を作成し係員に提出すること。
なお、第1回目の打合せは、契約後早急に行う予定である。
- (7) 一般事項
ア 試用品については、カタログ又は見本を提出すること。
イ 使用材料の品質は、できる限りJIS規格及びJAS規格に統一し、特殊な使用材料は係員と協議すること。
ウ 仕上材料は、使用形態を把握し、適切な材料を選定すること。
エ 意匠及び使用材料については、提出した案以外も検討し随時協議すること。
- (8) この要領に明記されていない事項があるときは、係員と協議して定める。

3 設計図書の作成

- (1) 設計図書の用紙の大きさ、書式、構成及び編集方法等は、係員の指示によること。
- (2) 設計図面には、全て氏名及び建築士登録番号を記入し、捺印すること。
- (3) 特記仕様書及び図面だけで入札できるよう設計図面にその全てを表現記載すること。
- (4) 設計書のまとめ方
別途係員と協議すること。
- (5) 単価
 - ア 単価は、「営繕積算システムRIBC2」((財)建築コスト管理システム研究所)を使用し作成すること。
 - イ 上記のない単価は、建築コスト情報、建築施工単価、建設物価、積算資料、3社以上による見積比較、歩掛りによる単価、その他の刊行物、設計事務所単価(根拠の明示を要す)によること。
 - ウ 内訳書に単価根拠を明示すること。(方法は係員と協議のこと)
 - エ 単価採用順位及び金額については、係員の指示による。

4 委託上の条件

- (1) クラック及び雨漏り防止措置を十分に検討し、最大限設計に反映させること。
- (2) 結露を防ぐための対策を検討すること。
- (3) 「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」を遵守し、高齢者・障害者等弱者が利用しやすいユニバーサルデザイン施設とすること。
- (4) 利用者の健康と快適性を確保する観点から、室内空気を汚染する化学物質の発生がない、若しくは少ない建材を採用すること。
- (5) 維持管理上の問題点を検討(ランニングコスト計画を含む)し、維持管理費ができるだけかからない施設とすること。
- (6) 法令に定められた諸手続は、設計受託者において行うものとする。
- (7) 受託者は、受託により知り得た内容について外部に漏らしてはならない。(守秘義務)
- (8) 工事施工にあたり、設計内容に疑義が生じた場合は、設計受託者は責任ある回答を行うこと。また、当該問題の解決のため現場指導を求められた場合は、担当者を現地に派遣すること。
- (9) 工事施工にあたり、設計受託者の責めに帰する事由により設計変更の必要が生じたときは、係員の指示により、設計受託者において設計変更図書の作成を行うこと。
- (10) この設計の著作権は広域連合に帰属するものとし、広域連合において必要に応じ設計内容の変更を行うことができるものとする。
- (11) 設備工事の各設計にあたっては、展開図に設備機器位置を記入すること。
- (12) 設計書には、積算根拠としたすべての資料名を備考欄に明記すること。
- (13) 設計書提出の際には、桁違いや入力ミス等がないか再チェックしたのち最終提出のこと。
- (14) 設計者は、本設計の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (15) 提出書類
 - ア 着手時
 - 設計担当技術者届(各技術者経歴書とも)
 - 設計予定表(計画表)
 - イ 設計業務完了時
 - 委託業務完了報告書(別紙に成果物名称を列記すること)
 - 成果物(別紙指定による)
 - 委託料請求書

(16) 設計委託料の支払い手続き

ア 設計料は、成果物の提出があり、設計業務が完了したとき。

5 その他

(1) 定例打合会の開催

設計を進めるにあたり、係員及び施設管理者と定期的に打合会を開催し、要望等を反映すること。議事録、図面等資料の準備をするとともに、進行役も務めること。

(2) 現地調査・説明会等

ア 地元等の説明会時には、出席の上、設計内容等を説明すること。

イ 受託者は、業務完了後も疑義及び再検討の必要性が生じた場合は、その都度対応すること。

(3) 貸与品等

施設名	貸与品等	備考
上浦公民館	CAD(新築)	
牛島公民館	PDF(新築)	
森山公民館	PDF(新築)	
西麻植公民館	PDF(新築)	
知恵島公民館	CAD(増築)、PDF(新築)	
飯尾敷地公民館	CAD(耐震改修)、PDF(新築)	
川島公民館	CAD(耐震診断)、PDF(新築)	
瀬詰教育集会所	PDF(新築)	
西麻植教育集会所	PDF(新築)	
東児島老人憩の家	PDF(新築)	